		［項を削る。］
		［項を削る。］
第六条第一項第一号ロ及びハ	当該顧客等の 当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等の 当該代表者等
第六条第一項第一号ニ	当該顧客等の 顧客等に 顧客等（ 顧客等を 当該顧客等しか 当該顧客等が 顧客等と	当該代表者等の 代表者等に 代表者等（ 代表者等を 当該代表者等しか 当該代表者等が 代表者等と
第六条第一項第一号ホ	当該顧客等又はその代表者等 当該顧客等の 当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等 当該代表者等の 当該代表者等

提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）	当該顧客等又はその代表者等 当該顧客等の 次条第一号イ	当該代表者等 当該代表者等の 次条第一号イ及びロ
第六条第一項第一号ロ	提示	提示
第六条第一項第一号ハ	当該顧客等若しくはその代表者等 当該顧客等の 同号ロ、ニ	当該代表者等 当該代表者等の 同号ニ
第六条第一項第一号ニ及びホ	提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。） 当該顧客等又はその代表者等 当該顧客等の	提示 当該代表者等 当該代表者等の
第六条第一項第一号ヘ	当該顧客等又はその代表者等 当該顧客等の 顧客等に 顧客等（ 顧客等を 当該顧客等しか 当該顧客等が 顧客等と	当該代表者等 当該代表者等の 代表者等に 代表者等（ 代表者等を 当該代表者等しか 当該代表者等が 代表者等と
第六条第一項第一号ト	当該顧客等又はその代表者等 当該顧客等の 当該顧客等若しくはその代表者等	当該代表者等 当該代表者等の 当該代表者等